

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【20】」

2. 日時：令和3年10月19日(火) 14時40分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料-1 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計に関する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性について

・資料-4 大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(抜粋)

(資料-2及び資料-3は、欠番)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、すいません、規制庁のイワノです。それでは、関西電力大飯発電所火災感知器の増設に係るヒアリングを始めたいと思います。それではまず、関西電力の方から前回のヒアリングで確認した事項について説明をお願いします。
0:00:20	はい、関西電力原子力事業本部からウシジマでございます。本日はよろしくお願いいたします。本日はですね、お手元に資料1と資料4の二つを事前に配信させていただいております。
0:00:36	1のほうはですね、技術基準に関する規則の適用性についてという資料でございます。資料4のほうはですね、Aと感知器の実証試験等々に関する補足説明資料となっております。
0:00:52	それでは、それぞれの指標につきましてですねコメントに対する御回答ということで御説明させていただきます。まず資料1のほうはですね、弊社クマクラのほうから御説明いたします。
0:01:05	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。
0:01:08	それでは資料1について御説明させていただきます本資料は前回のヒアリングを踏まえまして、資料の構成を見直してございます。
0:01:18	まず初めに1点、御説明に入る前に3の資料の記載誤りがございますので、大変申し訳ありませんが、先にそちらを説明させていただきたく思います。
0:01:28	3ページをお願いいたします。
0:01:30	こちら第1-1図、
0:01:33	ということで非開示情報の安易なんですけれども、ただ、今から飛び火開示情報ちょっと話します鉄塔●●(非開示情報)というところで使用済み樹脂貯蔵タンク室というのを青枠でお示しているんですけれども、
0:01:50	この位置がですね、誤っております、正しくは、この図面を見てway方向にありますタンク二つ横並びになっているものがこの使用済み樹脂貯蔵タンク室になりますので、こちらのほうは後程修正させていただきたく思います。申し訳ありませんでした。
0:02:10	それでは資料1の説明については入らせていただきます。
0:02:17	まず初めに、1ページ目に記載の1ポツ、技術基準規則への適合方針の(1)に火災防護審査基準の改正点について示してございます。
0:02:28	黒枠にで困んで改正後の火災防護審査基準をお示しておりますが、2.2火災の感知消火後、今回要求事項が明確された(1)の火災感知設備については使用してございます。
0:02:44	このうち①の要求事項については、火災を早期感知できるように、異なる感知方式の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	感知器を選定すること、並びに誤差の応募することであり、この点については、改正前からの変更点はないものと考えてございます。
0:03:02	今回バックフィット要求により明確化された事項は、こちら赤枠で囲んでおります②の要求事項であり、消防法施行規則または同等以上の方法によって感知器等を設置することについて明記されたものでございます。
0:03:17	補正申請につきましては、①の早期感知のための異なる感知方式の感知器を選定並びに誤作動防止。
0:03:25	おっしゃる②の消防法施行規則または同等以上の方法により設置することを満足できるような機構にて徹底している火災区域及び火災区画に対して網羅的に感知器をする感知器設計を行ってございました。
0:03:41	3 ページ 4 ページの第 1-1 ぜ。
0:03:45	の赤い破線がこれまでに設定しており、おります火災区画であり、このそれぞれに対して①及び②の要求事項を満足できるよう設計してございます。
0:03:56	しかしながらこの農地青色の実線で囲まれる部分に対してのみ、高放射線環境下における作業員の被ばくの観点から②の消防法施行規則またはそれと同等以上の方法により設置することが困難であると整理しており、
0:04:12	具体的に言いますと、資料 1 の冒頭にありました化学体積制御設備達成とバルブ室及び地方済み燃料ピットだ検討バルブ室の脱線と設置している部屋、
0:04:24	所済み次長タンク室、炉内計装用シンプル配管室が該当してございます。
0:04:31	これらの部屋を含む火災区画につきましては、第 1-1 図に辺りでお示しておりますが、青枠の②の要求事項を満足することが困難な部分。
0:04:42	以外につきましては、
0:04:45	消防法施行規則にのっとった方向で火災感知器を設計する設計としてございます。
0:04:51	このことから、この青色青枠の部分に対して技術基準規則の解釈の柱書を適用することで障防法設計施工規則と異なる方法であっても適切な監査感知器を設置することにより、消防、失礼しました。Yes基準規則に照らして十分な保安水準を確保して、
0:05:10	水基本基礎規則に適合させる方針としてございます。
0:05:15	5 ページをお願いします。5 ページからは、(2)に記載の通り、再稼働工認からの火災防護セキにおける変更の有無を整理してございます。
0:05:26	6 ページから 8 ページにかけて、第 1-2 表として火災防護審査基準に基づく設計項目と先ほど青枠でお示したお示した部分における設計と設計の変更の有無についておまとめしております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:42	こちらの制限の通り、本申請においては、7ページの黄色ハッチング例を示しておりますし、2ポツ1(1)の②の消防法施行規則に基づく感知器設置がうまくいっておけることによって明確化したことから、
0:05:58	この設計項目のみ既工認の設計から変更があり、今回審査したいとさせていただいている部分となっております。
0:06:08	なお、火災の発生防止、消火、
0:06:12	また影響軽減についても同様に整理してございますが、要求事項の考え方に変更はございません。
0:06:20	ただ今回変更となる②の設置方法に火災感知器を設置した場合においても火災の発生防止や消火
0:06:28	影響軽減、これらの設計に影響を与えるものではなく、火災の感知設計とは独立した設計であること、また、既工認の設計に適合していることから、発生防止とか及び営業経験に関する設計は、
0:06:43	変更する必要はないと整理してございます。
0:06:47	以上のことから、
0:06:49	本申請における既工認からの設計変更後、火災防護審査基準への適合を図ることが困難であり、十分な保安水準を適用する箇所というのは、火災感知における
0:07:01	消防法施行規則に基づく感知器の設置方法のみであるため、
0:07:06	この先でお示しておりますので十分な保安水準の定期並びに設計目標については、感知器の設計に焦点を絞って定めていくこととしております。
0:07:17	9ページをお願いします。
0:07:19	こちらでは、2ポツにて感知器の設計において過去すべき十分な保安水準の定義をしてございます。
0:07:27	火災防護審査基準の安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行える設計であること、これに対し、機構においては火災区域または火災区画の火災感知設備は、
0:07:43	火災防護上重要な機器等及び重大事故対処設備に対して、火災の影響を限定し、早期の火災感知を行う設計としており、早期の火災感知方策として、異なる種類の感知器を設計することを設置することとしてございました。
0:08:00	本申請においても、当該の要求事項に変更はなくて、監視設備の設計目標は同一の設計としてございます。早期に火災を感知するために異なる種類の感知器を設置する設計としていることから、消防法施行規則の設置方法満足できない場合の
0:08:19	感知器設計において確保すべき十分な保安水準は

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:23	異なる種類の感知器を組み合わせて適切に設置し対象エリアで発生発生する火災を早期に感知できることを定義いたしました。
0:08:34	ここで決定した十分な保安水準の発報達成するために、10 ページ、3 ポツ 2 点掲げ各エリアの環境条件等を考慮して感知器の設計目標について設定してございます。
0:08:49	各エリアの感知器設計にあたり考慮すべき環境条件として、エリア内の放射線量及びエリア内の空気の排水先がございませぬ。これらについては 10 ページの第 1-3 表にてまとめしてございませぬ。
0:09:04	これを踏まえまして消防法施行規則通りに感知器を設置することができないエリアにつきましては、十分な保安水準を確保を達成するために、(2)の二つのポツのように設計目標を設定してございませぬ。
0:09:18	プライム具体的に言いますと、各体積制御設備た政党バルブ室及び使用済み燃料ピット脱線とバルブ室の達成店舗設置エリア、
0:09:28	使用済み樹脂貯蔵タンク室につきましては、一つ目のポツの通り、排気ダクトの中で排気ダクト内にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器の 2 種類の感知器を設置することで、早期の火災感知を可能とすること。
0:09:44	炉内計装用シンプル配管室につきましては、当該エリア内に高放射線環境化暗渠化でも使用可能なアナログ式でないで熱感知器を設置するとともに、隣接するループ室のアナログ式の煙感知器を兼用することによって、
0:09:59	2 種類の感知器を設置して、早期の火災感知を可能とすることと、このように設定してございませぬ。
0:10:08	これまで定義してきました十分な保安水準の確保及び設計目標を踏まえまして、基本設計方針の記載はこれらを反映した上で、11 ページのような記載を考えてございませぬ。
0:10:21	また細胞設計に係る基本設計方針の全体、全体像につきましては、この資料の後ろに対比表の形で添付してございませぬ。
0:10:31	検診で地すべりますと、21 ページからの記載となつてございませぬ。
0:10:38	一番左の列は、機構における基本設計方針、中ほどの列につきましては、本申請における記載や、
0:10:46	一番右の列には変更点について記載をしてございませぬ。
0:10:50	今回、記載に変更がありますのは、前段でも整理いたしました通り、火災の感知のうち、②の事故のみとなっておりますので、その事故に対して作用する基本設計方針が変更となります。それ以外の部分については記載の適正化はありますけれども、内容に変更はございませぬ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:12	ページ番号項目いただきます。2 ページから 5 ポツとして、各それぞれのエリア販売する具体的な設計と妥当性評価というものをさせていただきます。こちらの評価の内容につきましては、青これまでスポ変更はございませんので、
0:11:29	御説明については割愛させていただきます。
0:11:33	最後になります。20 ページ、6 ポツのところそれぞれやにおける感知器設計のまとめを記載させていただきます。
0:11:42	資料 1 の御説明としては以上です。
0:11:46	はい。生活をウシジマでございます。続きまして資料 4 のほうの御説明に移らせていただいております。よろしいでしょうか。もし一度コメントここで結露がよろしければ、一旦ここでPM切りますがいかがでしょうか、規制庁のイワノです。すみません。ありがとうございます。一度資料 1 について、
0:12:05	で、一度ここで区切ってちょっと資料 1 について確認をさせていただければと思います。
0:12:12	はい。
0:12:13	すみませんそれではちょっと幾つか確認させていただきたいんですけれども、まずですね、資料 1-9 ページをお願いします。
0:12:28	この資料 1-9 ページのところの十分な保安水準、十分な保安水準の定義をしている括弧のところなんですけど、この括弧のところのところ、その適切に設置して書いてあるんですけど、この適切に設置するっていうのは、
0:12:45	どういうことなのかというところを説明してください。確認する趣旨はですね、この適切に設置するっていう言葉が新初めて出てくる言葉であるということと、あと、この括弧書きの内容っていうのは、火災防護審査基準通りに設置する場所等、
0:13:04	今回みたいに特化せえつと、火災防護審査基準通りに設置する場所等、今回のこの放射線エリアの特殊な場所。
0:13:15	についてはこの保安水準を満たして
0:13:21	技術基準規則販促を満たせということになると思うんですけど、その 1。
0:13:26	火災防護審査基準通りにつける場所と今回のこの場所と書き分けができてなくて、同じことが書いてあるように見えるので、
0:13:37	一般の場所と他の火災防護審査基準等に設置する場所とこういう特殊な場所と違う目標がしっかり設定されているっていうことがわかるように、この適切になっていうところの意味を説明して書き下していただきたいと。
0:13:53	というのが趣旨になります。すみませんよろしくをお願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:00	はい、関西電力ウシジマでございます。特に今の3億からご質問をいただきました9ページの点でございます。今回ですね、1ページ目から展開してございますように、審査基準のですね2ポツ2ポツ1の(1)の
0:14:18	②の部分、感知器をつける際の消防法施行規則に則り、
0:14:26	網羅的な設置を行うともらっているの省令の定めと同等はほぼで設置するところにつきましてですね、この通りの設置ができないことから、今回この9ページでは十分な保安水準の定義というところ。
0:14:45	に入っているわけでございます。今の御質問の趣旨は、私の理解では、米国との姿勢の感知器を組み合わせ適切に設置しとだけ書いた場合に適切に設置しただけですと、
0:15:00	多分、障防法の設定せ施行規則通りに設置するのは適切に設置してもいいよメールして違った方向ですけども、この中に含めて読めるので、違いがあるのかどうかということをもう少しかみ砕いてということかと、今そのように理解をいたしました。
0:15:20	で、ここですね。同等な十分な保安水準を例に整備するということはずね、消防法施行規則通りなまず設置できない、そういった網羅性の設置ができないということはまず前提になってございますので、
0:15:38	適切に設置しというところはですね、10ページのところの、次に設定します設計目標の設定についてというところで、先ほどクマクラが読み上げましたけれども、(2)のですね、感知器の設計目標の設定ということで、
0:15:55	569のエリアであれば、生徒ダクトのところこういったアナログ式の煙熱を感知することで対応しますということでもう一つのポツで、⑩のエリアについてはですね、隣接の投資アナログでない熱感知器、
0:16:15	設備とともに建設も分別の件目アナログ式の煙感知器を兼用するこういったことがですね、適切に設置しとといったことを指してございます。具体的に適切かどうかというところの説明につきましてはですね。
0:16:33	この後ろに続きます。それぞれの具体的な設計というところで12ページ以降に書いておりますが、感知がきちんとできますといったことを説明をこの後に記載してございますので、そういった説明がですね。
0:16:50	所高い高線量エリアですね、感知器を消防法施行規則通りにできないときに適切に設置するとこの設計目標の二つのポチに従って、きちんと確認された評価で確認された通りですね。
0:17:07	A-A感知ができるということで整理すると、そういったことを指しているものでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:15	意図するところは今申し上げたところなんです、すみません、来お答えにな ってるか一旦はこちらで御確認お願いいたします。
0:17:26	はい、規制庁のイワノですありがとうございます。一つは火災感知器が機能す る場所に設置するっていうところが適切な内容の一つですよっていうのは、 一つは理解いたしました。
0:17:43	その時にですね、ペーっていうのはまずちょっと理解しましたっていうところ ですね。すみませんちょっとこのところの話なんですけども。
0:17:59	このところでその適切になってというのがどういう意味なのかっていうのを明ら かにしてもらって、後ろのその個別のエリアのところでは適切になっていうところ の内容が達成されているっていうことがわかるような資料の構成にしてもらいた い。
0:18:18	っていうところが一つと、あと、その一つはその間、
0:18:22	今回、
0:18:23	適切に設置するっていうことなのでその適切感知器が適切な場所に設置され るっていうことだと思うので、その言い方としては、感知器が機能する場所に設 置されること。
0:18:41	例えばですね、その風速が今回
0:18:47	あるダクト内の風速管理委員ダクト内の普通の部屋よりも早い風速になってま すけども、そういった環境下で、関係
0:19:03	そういった環境下でも、
0:19:08	そういった環境下でも感知する感知器をそういう環境化で炭設置するっていう ことと、すみません、ちょっと待ってください。
0:19:33	すみません規制庁の今野です。ちょっともう一度発言させてください。一つはそ の感知器をが機能する場所に換地協賛と設置するっていうことと、あと、もう一 方私としてはですね
0:19:52	風速の環境下で感知器が機能するっていうことと、あと換地A棟、
0:19:59	部屋の中でエリアの中と、あと、ダクトの中で、空気の温度とか煙の濃度 っていうのがおなじになるような場所に設置することによって、当期無理。
0:20:12	部屋の中に感知器を設置した場合と、ダクトにあと同じように、ダクト内に設置 した感知器っていうのが昨日、昨日感知できるんですっていうその煙の濃度と か熱の
0:20:28	温度とかがっていうところが同じになる場所に設置しなきゃいけないっていうと ころも含めてその適切になっていうところの意味があると理解していたんです けどそう関西電力としてはそういうものは特に考えて適切に設置するっていうところ の条件の中に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:45	煙の濃度であるとか、当温度であるとかそういったところは検討含まれないというふうな認識を持たれてるんでしょうか。規制庁スズキです。ちょっとイワノが言っている所電力さんが言っているところっていうのが、
0:21:02	なんかちょっとずれがあるような気がするんで、私が補足しますと、
0:21:08	9 ページで言ってる適切っていうのは関西電力さんの説明では 10 ページで言っている両括弧 2 の
0:21:15	一つ目のポツにあるように排気ダクト内につけることだっていうふうに先ほど言われたんですけどそれは、
0:21:22	私からシルト方針ではなくて手段なんですね。
0:21:29	で手段を用いて適切だったらことを説明するのはいいんですけどそれは方針ではないと思うので、
0:21:36	この適切になって言ってるところは十分な保安水準として達成しなければいけないエンジニアリングめどリックだとか、そういったものを表現して書いて欲しいということ
0:21:50	いいたいということです。それから、12 ページ以降についてはこれは私、
0:21:56	審査においては、審査の検証だと思っているし、関西電力さんにおいては、設計の検証だというふうに思っていて、イワノが先ほど言ったある高い風速場において感知できるかだとか、
0:22:12	それから部屋の中に置いてある。
0:22:16	感知器とダクトの中に置いてある感知器というのは、
0:22:21	同じような環境において感知ができるように、
0:22:26	考えられているんですよ。そういったことはこれ、
0:22:31	関西電力さんでたら設計検証だし。
0:22:34	我々行ったら審査の検証だということになると思うので、そこはあまり
0:22:42	設計方針のところの適切に行っているところに、
0:22:45	そこまで織り込む必要ないのかなと思ってるんですけど、抽象的にさっきほど一定な演者人組虞押さえてこういうふう設置するんだっていう
0:22:57	そういうことを十分な保安水準の内容として、
0:23:02	書き分けていただきたいということを言いたいということです。
0:23:09	イワノさんいいですか。
0:23:14	日本語として適切に設置しというところの意味するところがいろんな読み方ができるということを多分おっしゃられていて、それについて満足すべき達成水準というか、そこは何なのかということですね、もう少しを明瞭にわかるように、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:34	書けないかと、そういったことをしていただいたのかと理解しております。先ほどやりとりといたしますか、過去の説明にもあったのですが、今回の場合、そのエリアの中にですね。
0:23:51	本来であれば、その天井部のところにですね、消防法施行規則通りに網羅的に感知器を設置して感知することがかなえばその通りでもってこの保安水準の議論はないわけなのですが、それからか。
0:24:07	今、都市私どもとしては支障があると考えているがゆえにですね、それとは違った方法論でもってダクトのところに付けることであつたとしても経験上につけるのとかも関わりなく、
0:24:24	感知ということについてですね、できるということですね、ここでは言わないといけないと思って書いたものでございます。その際には当然のことながら、そのエリアの中の環境条件とか、そういったものも加味して、
0:24:41	ここの中には含めてるつもりなんですけど、ちょっと書きぶりがですね。
0:24:47	適切に設置しているだけではやはりちょっとそこは読み取りにくいということなのかなというふうに今理解をいたしました。
0:25:00	すみません、火災室のモリヤです。ちょっとすみません。
0:25:04	あれをお聞きしてる
0:25:07	入ってる。すみませんか歳出のモリヤです。一応確認なんですけれども、どうちょっとどちらなのかわかんなくなっちゃったんですけども適切に設置費の意味合いが今説明二つあつて感知機能を損なわない形のような設計を行うこと。
0:25:27	というふうに説明もあつた一方で、
0:25:31	規則と同等の感知性能を発揮できるような感じで設置を行うことっていうのは説明もあるんですけど、どっちの方が理解として正しいんですけど今回
0:25:41	性能としてどこまで担保が求めたいっていうか基礎食う障防法施行規則通りに設置されるのと同じレベルの性能を求めているというふうに説明するのかそれともそれよりも劣るけれども、
0:26:00	上に書いてあるところの
0:26:03	火災区画での火災の影響を限定するのに必要な性能は確保できるという説明などどっちでしたらこれ説明ちょっともう1回お願いできますか。
0:26:17	はい、関西電力ウシジマでございます。今2件に分けてモリヤ様から御指摘、御質問いただいた点なんですけど、保安水準としてですね私どもが設定して御確認いただく上ではですね、今おっしゃられた点の校舎
0:26:33	の消防法施行規則にのっとり国会載つとることができないんですけども、それと同じ等に要求されてる確認方法ですね、準じる形で、今回、この後に御説明する資料も用意して実証確認もしております。そういった確認をもって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:53	そうですね。感知ができるというふうに考えているといった次第でございます。
0:26:59	すいませんモリヤです。もう1ヶ月の確認、今の話と後ろのほうのはもう読んだ上での話ではあるんですけども、消防法施行規則のやり方と同じやり方ではないけれども、消防法施行規則で達成しようとして水準。
0:27:17	と同じ水準の掛かんちい水準を
0:27:24	達成できるやり方を今回設計しようとしているとそういうことで理解してよろしいですね。
0:27:32	規制庁スズキです。ちょっと今モリヤが言ったことの言い方を変えると。
0:27:39	障防法基礎施行規則等は、これ規範的なものでつけなさいって決まってるんですね。
0:27:48	これに対して、
0:27:51	569 のエリアっていうのは残念ながら規範的な
0:27:56	的にはつけられませんと。
0:27:58	なので、
0:27:59	先ほど大森が言った言い方を変えると。ただ消防法施行規則等で行ってるパフォーマンス
0:28:07	これは 569 は、排気ダクトに
0:28:12	のところにつけるけれども、訪問作動等であると、だからこそ十分な保安水準であると。
0:28:18	いうふうに言うことですねっていうふうにお聞きしました。
0:28:23	まずそこはいかがでしょうか。
0:28:27	関西ウシジマでございます。今はスズキ様のおっしゃった趣旨で私ども理解いたしまして、その通りかと図をお思います。
0:28:38	規制庁スズキですので、そこはもう 69 なんですけど、先ほどの 9 ページの適切の中には事由のところもあって、
0:28:47	10 のところは多分同じパフォーマンスを達成できるものではなくって、先ほど森が言ったように、いや守るべきものが守れるように、
0:29:02	火災の影響を限定できる。
0:29:06	ので十分な保安水準であって、
0:29:09	いうのかな。
0:29:11	ということで、モリヤはお聞きして、
0:29:15	多分 0 時はそうじゃないかなっていうふうに我々思ってるんですけどそこはいかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:24	関西ウシジマでございます。今整理しておっしゃっていただいたので、私どもも理解頭の整理ができた部分もあってありがとうございます。569 のところはですね、あのダクトのところに設置することで、消防法のね。
0:29:41	おっしゃるところと同等のパフォーマンスをはかろう期待した設計としていると指令しかしながら 10 のところはですね、専用ということでもって、隣接のループ室のところの兼用で担保をとるんですけども、しかしながら今鈴木様もおっしゃっていただいたように、
0:30:01	当該のシンプル配管室で火災があったとしてもですね、物質の放管感知器に期待して兼用してもですね、その機器に影響はないと限定されているということをもって、稜と。
0:30:17	考えてるということでこの 569 と 15 は、ちょっとその意味合いとが違うんじゃないかというのは今私どもも入る可能性頭の整理が出てきましたというか、その通りでございます。
0:30:32	規制庁鈴木です。我々の理解もそうなので、そういう認識を共有できたということで、その上ですねやはり 9 ページの適切にとってところは、
0:30:44	その二つの
0:30:46	考え方をまたはとかです、何かしらつないで抽象的に説明をしっかりとしないと。
0:30:56	十分な保安水準じゃないところと、書き分けができないのかなということで、この適切にとってところをもう少し考えて書かれた方がいいんじゃないのかなってということをご指摘したかったってことです。
0:31:14	換算ウシジマでございます。今おっしゃっていただいた二つの設計の意図するところがありますので、それをですね、ちょっと読めるように工夫する必要があるということで認識いたしました記載について検討いたします。
0:31:36	規制庁のイワノで折衝お待ちください。
0:31:42	規制庁の今野です。すいませんお待たせしましたすいません続けて次の確認事項なんですけれども、
0:31:53	新基準の当行新基準、新基準のときの
0:32:00	申請書の資料 7 の火災防護に関する説明書
0:32:05	これのですね。
0:32:08	してます。
0:32:11	これの
0:32:14	水流の点の 7 の 61 ページのところをお願いします。
0:32:22	すいません詐欺すいません 3U-添 7-61 ページのところ、お願いします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:29	まずちょっと確認なんですけれども、新基準のときにその火災の感知の設計として、どういうふうなことを書いてあったかというふうに設計していたのかというところをまず確認したいんですけれども、
0:32:47	換地についても
0:32:51	新基準のときの設計として火災の影響を限定するっていうことを新基準の工事計画のときに説明されていたのかどうかというところの、すみません、回答をお願い説明。
0:33:08	やっぱり関西がウシジマでございます。はい、今ゲートご質問いただきました点につきましては、新規が再稼働時のですね、今べおっしゃっていただいたものを火災防護に関する説明書のところの 61 ページかと思います。
0:33:27	ここの 61 ページはですね冒頭 1 行目から 2 行目にかかるところですね、とかさへの影響を限定し、早期の火災の感知を行う設計とCというは記載をしておりますので、もうこの前段にあります。設置許可の本文でありますとか、
0:33:46	添付資料の 8 ですね、こちらのところでもですね、火災の感知及び消火というところの書き方として、これ基準からのですね、を受けた格好なんです、火災の影響を限定し早期の火災感知及び消火を行うと。
0:34:04	いった趣旨を一番記載してございます。この絵と、目次今おっしゃられた 61 ページのところはですね。感知のところに特化して書き始めたところの記載でございまして、もともとこの要求がですね。
0:34:20	感知と消火、それぞれにそれぞれにとかともにですね、影響限定するという考え方はわかっているというふうに解釈をございまして、この感知についてもですね。そういった記載にしているというところでございます。
0:34:36	また今の回答は以上なんです、ちょっと持ち合い※のご確認集めました先ほどの件につきまして私どもちょっと対案を考えておりましたので、また後程装置についても、御説明、御確認させていただければと思います。
0:34:53	それと 61 ページにつきましては以上です。
0:34:58	はい。
0:34:59	はい、規制庁の今までですありがとうございます。感知についてもその火災の影響を限定してというところの設計は
0:35:09	目標と設計はなされているというふうに理解をしました。
0:35:16	規制庁スズキです。ちょっと今のはちょっと今も確認のところをもう少し深掘りして、
0:35:23	委託って先ほど
0:35:25	十分な保安水準のところ⑩のところは火災の影響を限定できるっていうところを最終的には目指すっていう話だったんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:34	それに関連しても、もともとその火災の影響を限定するっていうのは、感知だけで達成しうる。
0:35:42	目標として掲げていたのか、消火とセットで
0:35:47	達成し得る目標として掲げていたのかっていうところが、
0:35:52	よくわからないので、今回もそこは何も方針は変えないと我々は思っているんですけども、まずは新規制において、そこんところを具体的にどういうふうに感じのところに落とし込んでいるのか、もしくはを落とし込んでいなくてそれはあくまで紹介なのかっていうところを、
0:36:11	確認したいということで新規制の添付書類のほうを、
0:36:16	ちょっと引き合いに出してそこそこ確認してさしてもらいたいということでお聞きしました。
0:36:23	もう少しですね、深掘りするとですね、同じ添付書類の 62 ページの
0:36:30	5.1. 1 の両括弧 2 のaポツ、
0:36:34	ここで火災感知設備の
0:36:37	機能設計上の性能目標と書いてあって、まさにここに
0:36:42	火災の影響を限定し早期に火災を感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とすると書いてあるんですけども、
0:36:51	この文章は先ほど設置許可のときに、こういうふうに関会当然書いてますっていうことは説明されてたんですけど、この文章って基本的には火災防護審査基準の
0:37:05	2 ポツ 2 ポツ 1 の柱書きのところをオウム返しで
0:37:11	書かれてるだけじゃないかなというふうに思っていて、
0:37:17	ところがですね、この感知器の
0:37:20	実際の設計の内容を先ほどの新規制の
0:37:26	関する説明書のほうで読んでいくことですね、どこだったかな。
0:37:48	同じ資料の 64 ページのですね。
0:37:56	5.1. 2、機能設計の両括弧 1 火災感知器aポツ接地条件という
0:38:04	ここに落とし込まれているのかなって思ったらここは、
0:38:10	影響。
0:38:13	限定するっていうことは特段書いてなくて早期に火災を
0:38:18	感知すること非破壊でなくて、
0:38:21	その内容を具体的にその
0:38:25	次のページ、
0:38:27	66 ページぐらいまで書いてあるだけなので、
0:38:30	結局、感知器の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:33	設計においては、
0:38:35	今日限定するということは 5 対設計としては落ち甲乙落とし込まれてないの かなっていうふうに
0:38:44	事業名るわけですね、
0:38:47	一方で、
0:38:48	同じ資料の 70 ページから消火設備の
0:38:53	話を書いてあるんですけど。
0:38:56	こちらのほうは同じように読んでいくとですね。
0:39:02	機能設計の 72 ページ機能設計 5.2. 2 のところを、
0:39:07	読んでもネット特段火災の影響を限定するみたいな、
0:39:13	具体の設計は書いてないんですよ。
0:39:18	結局のところ、火災の影響を限定するには消火設備とセットで限定されるのか それとも、感知だけで達成できる目標なのかその辺がちょっと曖昧かなという ふうに思っています。
0:39:33	そこをお聞きしたいということです。こちらの質問の意図を確認したい内容の
0:39:41	は、ご理解いただけただけでしょうか。
0:39:47	はい。関西ウシジマでございます。この件につきまして御説明させていただきます。 61 ページに会見売りました件からですね、62 ページのところ、要求機能 の冒頭のところです。
0:40:06	換地感じ設備は早期の火災感知を行うことが予定されているということで、早 期の感知機能が要求されると書いてますただ性能目標のところの機能設計上 の制限目標点はポツにありますますがその第 1 パラグラフの 3 行のところす ね影響を限定しということです。
0:40:25	あと工場強度上の性能目標ところの火災の影響を限定しと記載はございま す。今鈴木様のおっしゃるところについてのまず考え方なんです、もともと基 準の要求がですね、感知と消火ということについて火災の影響を限定するこ とをちゃんとために、
0:40:44	感知と消火がありまして、私どもの理解ではそれはセットで達成するものとい うふうにまず理解をしてございます。ただセットといった時にですね、言葉を取る というか、解釈をとってはいけないのかもしれないかもしれませんので、理解度を説明いた しますが、
0:41:02	まず、火災感知設備というものが火災区域なり火災区画ということの火災ので すね、お感じするそうどこかで火災があったのかということですね、完結する ことによってその場所なりが特定されることによって、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:20	早期の火災の感知等特定によってですね、次の消火活動に繋がっていくトリガーとなるということであると思っております。その上で消化というところはですね、その消火活動というものが無いしは固定式の消火設備等がですね。
0:41:39	機能を果たすことによって、火災を消火していくことで、結果として、火災の影響というものは閉局消化されるといいますか、その区域区画内の中で限定されていくと、そういったことに繋がっていくものだというふうに考えてございます。
0:41:57	なので、独立してですね、感知のところだけで限定できるというふうに申し上げてるのではなくて、限定することを目的として早期の感知のために火災の感知を設計していると。
0:42:13	そういった考え方でございますが、規制庁鈴木です。新規性時の考え方は今の説明で、
0:42:23	わかりました。で、じゃあこれをですね、方針は変わらないものとして、⑩のところに、
0:42:31	展開した時にですね、シンプル配管室に対して、ループ室の煙感知器を兼用して、
0:42:38	Aループ室の原子炉停止に係る
0:42:44	設備に影響を与えないように影響を限定していくんだっていったときに同じ区画内の話になるので、
0:42:52	今の新規性の説明、一般的な説明とは若干また少し異なるのかなっていう気がしていて、やはりループ室のケーブルに感知器で感知してあそこは
0:43:05	自動消火設備ではなくてCVスプレーでそれに変えるということになっているのでこれはあの手動で起動することになると思っていて、火災受信機盤でCV区画の中で火災が起きたように、煙の感知器が警報出してますよう、
0:43:22	っていうふうに確認した上で、
0:43:25	運転員が何かしらの方法でCV内で本当に火災が起きてるかどうかっていうところを、
0:43:32	民地した上で、CVスプレーを指導操作して、
0:43:39	火災を鎮火しできるもしくはそれ以上に火災が広がらない大きくならないっていうのを達成しようとCVスプレーをかけるっていうことになると思うんですけど。
0:43:53	その場合に火災の影響を限定したっていうところに⑩の目標が寄っているというところはちょっと説明が
0:44:02	違ってくるのかなっていう
0:44:05	気がしているんですかそこはいかがでしょうかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:38	関西ウシジマでございます。今鈴木様からですね、10列、今の資料1で言うところの10ページの⑩のエリアのシンプル配管室で火災があった場合に、隣接ループ室の煙感知器に兼用で期待した場合に、
0:44:56	そこの対応消火も含めてといったところのお話をご質問いただきました。この話はですね、再稼働の工認のときの考え方っていうのは区域区画に対して、感知器を異なる感知器を設置して早期に感知します。
0:45:16	そこで早く感知することによって消火対応すると、そこで現地されますとおり、ことを申し上げておりました。今回この今回の市営設工認の審査の中ではですね、⑩のエリアというところに静的包括しまして、
0:45:35	シンプル配管室の中で起きた火災が伝播して、煙などなどがおよんできたときに、ループ室内にAと煙がおよんでも、その時にループ室内の機器には影響を及ぼさないかという、
0:45:52	この問題ありなしというあの議論になっているかと思ってまして、再稼働のときのですねえと影響の原点というところを細かい設定して深掘りした議論になっているんだと。
0:46:10	デフに今私のほうではそのように理解をしております。
0:46:15	規制庁鈴木です。約束そこがですね。
0:46:18	やっぱり深掘りするんであれば、ちょっと設計の方針が、
0:46:24	変わっているのかなっていう気もしてはいますね。
0:46:30	そもそもループ室で煙由来の
0:46:33	割愛がは煙が優先するような火災が発生したときに、ループ室っていうのは結構広くてですね。
0:46:41	ループ室内のどっかの特定の場所で、
0:46:45	煙が先行している火災が出たときには、
0:46:50	そこについて感知してやって、それで最終的に出資金沈下するかどうかかわかんないとCVスプレーかけてやれば、
0:47:02	6メーターの離隔距離を持って別の系統のほうの
0:47:09	原子炉停止する機能っていうのはそこ損なわないで済みますよねってこれ影響軽減の話のほうに若干飛んじゃいますけれども、そういう整理だったんじゃないかなっていう気がしてはいますね。
0:47:22	一方今回の場合はシンプル配管室で煙が先行する火災が起きたときに、
0:47:29	煙がずーっとループ数に上がってきているループ全体に当然充満するので。
0:47:35	兼森型に充満してる状況においては、
0:47:40	環境条件、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:42	耐環境性能として安全停止に必要な設備の機能喪失はないというお話だったんですけれども、
0:47:50	それ最終的にはその場合はスプレーかけてやってCVスプレーで消火活動をやってやって、
0:47:58	それでそれ以上を環境が悪化しない要するに耐環境性能の確認の範囲内を超えないように、
0:48:05	してやるということまでやらないと、今回の⑩のところは影響を限定できるっていうふうには最終的には言えないのかなっていうふうに
0:48:17	思うんですけれども、そういう。
0:48:20	まず、今回はそういうふうに設計するという理解で
0:48:25	よろしいですか。
0:49:12	関西ウシジマでございます。今はスズキさんがおっしゃられた点などですね影響原型するということに着目した場合の公社公団両者れた点は評価のところの担保の話と、あと、火災の影響軽減のほうでも6メートルの
0:49:30	かなりの確認しているといった点はですね、時工認の中で審査いただいた中身の対応でございまして、それはおっしゃる通りでございます。そこについては別途別に何ら変わるものではなくて、
0:49:45	従前等の機器工認の中で格納容器が一つの火災区域区画となっていたものに対して、その中を分割して感知器の設定をですね。
0:50:01	設置について
0:50:04	今回ご確認いただくのをし対応しているところでございますので、東証からところによってですね、限定するということですね。
0:50:19	その部分をしっかり残ん水準の議論の中ではですね。
0:50:26	セグチームで早期に感知できることと、
0:50:30	いったところがメインとなるところというふうに理解をしておったんですけれども、すみません今おっしゃられた点の后者のほうは、既工認で確認されて変更のない事項というところではこのページの前段のところまで整理させていただきましたので、
0:50:49	そこを改めて再提出改めての議論をさせていただくところではないのではないかと今思ったのですけれども、
0:50:58	規制庁数。
0:51:00	規制庁鈴木です。
0:51:04	ちょっとそこがずれていてですね、
0:51:07	最終的に我々⑩のところへ影響を限定停止っていうところによらないといけないと、十分な保安水準を達成する。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:16	お話し目標として、
0:51:20	提供限定できているってことを言わないといけないというふうに思っていて、
0:51:28	シンプル配管室で煙が先行する。
0:51:32	火災については、ループ室内で煙が先行する火災が発生した場合と、
0:51:39	若干状況は違っていて、当ループ室内ではある特定の
0:51:45	場所。
0:51:46	で火災が発生していて、離隔距離 6 メーターっていうので。AKB慶応の影響を限定してるんだとそれについては
0:51:58	消火まで含めて、限定してるんだっていうことだと思ってるんですけども、
0:52:03	今回のシンプル配管室で煙が先行する火災が起きたときは、ループ室内は、
0:52:10	全面的にシンプル配管室からくる煙が
0:52:14	流入しないと、流出流入してしまう支障になるんだっていうふうに思っていて、
0:52:20	その場合は、
0:52:23	火災受信機盤の。
0:52:26	ところでは、
0:52:33	6 メーター離隔云々というような関連性はわからなくて、結局は、
0:52:41	煙感知器が感知したよっていうことしかわからないので、スプレーかけてやって、
0:52:47	それ以上、火災が拡大しないと、沈下させるだとか、
0:52:53	そういった行為をしないと影響が限定できないんじゃないかなっていうふうに思っていて、そこが、
0:53:00	区画内でそれをやらなきゃいけないのでさっき加工跨いで影響上限定できるかどうかっていう消火設備の
0:53:07	セットの目標ですっていう新規制の話とちょっと違うのかなっていうふうに思ったってことなんですけど。
0:53:17	区画内でこん火災の影響を限定しなきゃいけないっていうところは新規制等、
0:53:22	同じなのか違うのかそこだけちょっと説明していただけますか。
0:53:27	ウシジマでございます。そして言っちゃな先ほど御説明しましたように格納容器というものが一つの区画でございまして、今小分けにしておりますシンプル配管室とかループ室というのはその区画の中の、今回の設工認の確認のためにこの案件にしたエリアでございます。
0:53:46	なので、その口径のエリア単位ごとにですね、酸化剤を想定してその隣のエリアというところにですね、火災の煙が及ぶという線もそれは試合新規制の再稼働工認の議論してたときは一つの区画の中で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:02	一つの国の中で煙がどンドンと呼んでいるという議論をしていることになり ます。
0:54:13	規制庁そういうベースですので、もともと新規制で言ってる火災の影響を限定 してというのは、
0:54:20	区画をまたがないっていうことで影響を限定しというふうに言っていたわけでは なくて新規選択から区画内でも影響が限定できるようにしようとしていたって いうそういう理解でよろしいですか。
0:54:40	はい。関西の島でございますが、今おっしゃった通りだと思っております。
0:54:49	9条スズキでちょっとお待ちくださいね。
0:54:54	規制庁の今野です。大変お待たせしてすみません。
0:54:58	今さっき河成電力のほうから説明さしていただいた説明については理解して承 知しました。
0:55:09	理解しました。はい。
0:55:11	その感知の設計についても火災の影響を限定するってということが換地の設計 についても
0:55:19	目標としてかかっているってことであれば、9ページのところの括弧書きの ところですね、今十分な保安水準ってところの定義の中にはその火災の影 響を限定するっていう内容が
0:55:35	メインに読めなくなっているので、
0:55:38	その火災の影響を限定できるようにとかっていう形でこのような火災の影響を 限定するってというのはよう十分な保安水準の中に入れていただければと思い ます。
0:55:50	すみません、関西電力の方、よくいかがでしょうかそれでより今ちょっと説明等 を説明したことを理解していただけますでしょうか。
0:56:06	関西ウシジマでございます。ありがとうございます。今私どももこの件につきま してですね保安水準の書きぶりをどのようにしたのがよいかということは出張 のシェアしてございました。
0:56:22	今回ですね、先ほどイワノさんもおっしゃられたように、火災の影響を限定する ためにという趣旨はですね。その保安水準のところに入れ込むことによってで すね、保安水準としての確認が可能になるというふうに考えました。
0:56:40	その前段で今までですね、1ページからずっと整理をして参りました。①と②特 に今回変わるところが②であってとか、そういった整理については、特に買い かえることなく平方根水準として、
0:57:00	今回の火災の影響を限定するためにこういう異なる感知器用と一般趣旨で追 記させていただきたいと思っております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:11	それと、理解しましたということでの返答になるのですが、しっかりいかがでしょうか。
0:57:20	規制庁の今野です。ありがとうございます。ではすみません、十分な保安水準のところの修正をお願いしますと。それからそうするとですね、12 ページ以降の特高同定ですね、569 のエリアについてはですね、
0:57:38	そうですね。目標としては最終的な達成しなきゃいけないこととしては、火災の影響を区画内にクック区域区画内に限定するってところが、目標になるので、最後の結論のところについては
0:57:54	火災の影響が区域区画内に限定できるっていうふうな最後締め方を統合 6 キロのエリアそれぞれについてしていただいて、最後の達成十分な保安水準が達成でき達成していることがわかるような書きぶりに修正していただければと思います。
0:58:14	すいません想定ですね、それについてもすいません関西電力のほうよろしかったでしょうか。
0:58:23	眼科されるウシジマでございます今おっしゃられた趣旨についての理解でございますので、ちょっと誤解のないように補足だけでございますが、569 につきましてもですね、あくまでも区画というものはこの、このエリアを含む広い範囲であって、
0:58:40	その中のこのエリアの中で火災の影響を限定したといった趣旨の説明になってございますので、想定で補足でございます。
0:58:53	うーん。
0:58:57	各つつちょっともう一度スズキてみましょうか。
0:59:04	最後区画。
0:59:08	すいません、給水規制庁の今野です。最後のところの説明もう一度お願いしてもよろしいでしょうか。
0:59:17	はい。関西ウシジマでございます。今回のですね追加しましたし、資料 1-3 ページをご覧くださいと、
0:59:27	3 ページに図面がついてございますがその例えば左側をご覧くださいの時にですね、ちょっと左側のところの比較というものはですね、サッカーの 1. 発生に提案債権 8000 ですかね。
0:59:45	囲ったところをピンクのハッチングしてところが区画になります。これが基準で要求されてこの区画であって、その中で今議論している⑤とか⑥っていうものが今回のエリアということで、多くのエリアがあると。
1:00:02	その中でダクトでエース不幸中の火災を早期に感知して、火災の影響をこのエリアのところ限定するように考えているということでございます基準要求

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	上は区域区画という要求でございますので、各区画で見れば、このピンクのハッチ
1:00:22	500 核になると、その中の青いエリアのところ、今感知して、火災の影響を限定すると、そういったお話でございます。
1:00:38	すみません、規制庁の今野です。
1:00:42	エリアの中に火災の影響を限定する、この青枠のエリアの中に火災の影響を限定するっていうことは、何かしら説明されようとしているというするってえと説明しようとしているということでしょうか。
1:00:58	それとも違うんですかね。
1:01:04	多分、もしウシジマでございますが、議論につきましてはこれまでも時間をかけてやってきたと理解しておりますが、私どもが基準の
1:01:17	火災感知器の設置のためにエリアというものを今回細かく割って、中身の確認をいただいています。集中状況限定するためという、一応枢要京都よろしい扱わ区域区画に対してというところで、その中で火災の営業権よろしいですか。
1:01:37	いうことでございますし、規制庁スズキちょっとよろしいですか。
1:01:41	今説明していただいているところ以前はその説明を聞いていたので理解していません。
1:01:47	ですからある時期から、
1:01:50	設計の考え方のところで、
1:01:53	火災をエリア内に限定し要するに青色の
1:01:58	四角で囲んであるないところに影響を限定するっていう方針は亡くなったというふうに理解していたんですけども、
1:02:07	それに今回また改めてその説明をされているので、それが復活するのかわかっていうことで今聞いたんですね。
1:02:16	資料にはそれ今ないですよ書いてないですよ。
1:02:25	関西ウシジマでございます。復活というところではなくて、前回のヒアリングの中でですね、このエリアのうちでうちとかそとか、その中で限定するという議論については、ではなくって、
1:02:43	区域区画というもともとの基準の要求に照らして、きちんと確認ができてるかどうかということで整理をいたしましょうといったやりとりがございましたので、今回の資料はその趣旨に沿って、基準の変更点等で過去の設工認の確認事項から、
1:03:02	通せ展開して整理をしたものでございます。ただ今程度見ているところがエリアというところについて見ておりますので、その影響を限定するという話をやったときに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:17	それはエリアの話なのか、いや、ももとの基準の要求はピンクのハッチングの区画のところですよということを変更して申し上げたまででございます。ぶり返したつもりは意図はございません。規制庁スズキさんですので、
1:03:35	火災の影響。
1:03:38	どの色の中におさめる化っていうのは、
1:03:45	の枠ではなくって、ピンクのハッチングの中の区画の中におさめておくっていう。
1:03:53	説明でよろしいですか。
1:03:57	それです。
1:03:59	関西ウシジマでございます。今鈴木様のほうが逆に良いといいとするところただし向斜ていただいたと思っております。ここがこの中で限定するということでその通りと理解してございます。わかりましたそこがちょっと今、
1:04:15	あのエリアの中に限定するっていうふうになんて発言があったので、
1:04:19	あれどっちのことなんだろうということでお聞きしただけです。
1:04:25	理解しましたので以上です。
1:04:30	はい、割愛ウシジマも同様でございますありがとうございます。
1:04:41	資料 1、
1:04:43	はい、規制庁のイワノです。ありがとうございます。それでは、ちょっと今そのか十分な保安水準のところの議論はですね、今のところで真似できてそのあとちょっと資料全体として、ここはちょっと細かいところの話なんですけど。
1:05:00	ちょっと正確に書けていないところとかですね書き足りていないところっていうのがちょっと散見されたので、ちょっとそういうところをちょっと指摘させていただければと思います。当資料 1-1 ページをお願いします。
1:05:16	下から 6 行目のところですね。
1:05:20	この下から 6 行目のところで、火災防護審査基準の改正の内容を書いていたいてるんですけど、
1:05:30	このパラグラフの下から 6 行目のこの①のところからなんですけども、その火災の早期感知ができるように異なる感知方式を選定することっていうふう書いてあるんですけど、ちょっと上のところに書いてある火災防護審査基準の内容の①のところを見るとですね。
1:05:50	①のところなんですけども、放射線とかの環境条件や予想される火災の性質を考慮して型式を選定するっていうことで、早期感知するために、すべて早期感知ができるように、
1:06:06	管長方式を選定する形の感知方式を選定するわけではなくて、環境条件を感知、乾固今日条件等を考慮して形を選定するっていうふう書いてあるので。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ここについてはそういうふうには早期感知ではなくて、ここの基準に書いてある通り記載をお願いします。それからもう一つですけど感知、
1:06:26	早期の感知については、同じようにすね基準のほうでは早期に火災を感知できるように、こういうの信号を発する異なる方式の感知器等をそれぞれ設置することっていうふうなのが改正の内容ですのでこれについても
1:06:42	火災感知器を設置するっていう、早期感知できるように火災感知器を設置するっていう内容にここの記載を修正していただければと思います。
1:06:53	関西電力の方、ここのこの点はいかがで田上井よろしかったですでしょうか。
1:06:59	はい、関西電力ウシジマでございます。ただいまご指摘悩みました点こちらが発症したの記載となっておりますので、見直しをさせていただきます。ありがとうございます。
1:07:15	規制庁の今野です。それでは修正のほうよろしくをお願いします。
1:07:20	あと、それからですね、次が、資料 1-2 ページの 1 行目のところなんですけれども、
1:07:29	その活気すみません先ほどちょっと説明をし忘れてしまったんですけど、この書き足りてないところっていうところの出資がですね、我々ずっと審査をしてきたものから見たら、内容はよくはそれなりに内容は伝わるんですけども、
1:07:45	そうじゃない。
1:07:49	まあそうですねそうじゃない一般の方とかが見たら内容がなかなかちょっとよくわからないので、そういった方でもわかるようにその資料を充実資料の記載を充実化させていただきたいという趣旨でして、この資料の 2 ページのところの 1 行目のところなんですけども。
1:08:07	その工数高放射線環境下において、作業員の被ばくの観点から検討した結果っていうふうにあるんですけども、ちょっとここの内容をもう少し記載を充実化していただきたいと。
1:08:22	いうものです。具体的に言いますと、その火災防護審査基準通りに設置する際には、放射線環境下で機能する感知器を選定することはできてかつその技術的に設置できる乾燥物とかが、
1:08:37	あるわけではなくて技術的に設置してきけるけれどもあの設定できるっていうことができるんですけども。しかしながらその設置時のあえて設置時とあと保守点検時の作業員の被ばく
1:08:50	個人線量とあと集団線量っていうのが、それぞれ線量限度なり集団線量の限度なりを超えてしまうので、設置できないっていうところの記載をお願いします。で、それからですね、稼働集団線量については

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:07	できるだけ低くするように規定する根拠ですね、関西電力のほうで以前資料にいろいろつけていただいているようなできるだけ集団線量低くできる低くするようにしなければならない根拠みたいなものも、
1:09:25	併せてちょっと追記をしていただければと思います。
1:09:29	ちなみに集団線量については、と保安規定とかには何も記載がなかったと理解しているんですけどそれでよろしかったでしょうか。
1:09:40	はい、関西電力ウシジマでございます。ただいまのまずおっしゃっていただいた記載の趣旨については承知をいたしました見直しをさせていただきます。今最後に大間の御質問されました。本件についてはですね集団線量の観点については、目安線量等の記載等はございません。
1:10:00	しかしながら前に1点補足になるのですが、今新検査等でですね、ROPなどでも負荷の集団線量の観点から、そういったところについても、我々の精神にのっとり、それを低く抑えと
1:10:15	そういった観点が活動できてるかという観点からもですね、確認をいただいておりますので、私ども、こういったことについては取り込んでいるといった次第でございます。今の点は補足でございます。
1:10:33	規制庁の伊ワノです。ありがとうございます少々お待ちください。
1:11:35	。
1:11:37	規制庁の今野です。すいません。ちょっと先ほど
1:11:41	集団線量を低くすることについて、規制庁に確認してもらっているっていうような発言があったように聞こえたんですけども、それっていうのは具体的に何のこととか、説明してもらっていてもよろしいでしょうか。
1:11:57	監査役島でございます。今ちょっと資料が店舗お手元を御提出できてないんですが、今新検査制度の中でですね、放射線管理に関する検査の、例えばなにがしかが気づき指摘があった場合の重要度評価、SDPというものを検査の中でも確認されるんですけど。
1:12:17	もうそのときにですね、例えば集団線量の観点でません集団線量評価というのはですね、非常に大きい値となった場合に、場合によっては緑を超えとかですね、そういったことの確認などもですね、検査のほうではなされているというふうに認識してございます。
1:12:34	私が申し上げたのはその検査の中で、そういった観点の確認というのも今なされていると、そういった点でございます。以上です。
1:13:00	規制庁ただいまので少々お待ちください。
1:13:04	すみません、今いただいた説明は理解いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:09	そこについては、すみません、では修正のほう、よろしく申し上げます。それからちょっと次の場所なんですけど、資料 1-5 ページをお願いします。
1:13:21	ちょっと 5 ページの 11 行目のところですね、②の設置方法のほかにも記載を変更する箇所はあるが、っていうふうにあるんですけど、
1:13:32	これは具体的には何を説明しているのか説明、
1:13:36	何を説明しようとしているのかっていうところをちょっと回答をお願いします。
1:13:43	はい。
1:13:56	関西電力原子力事業本部のクマクラです。
1:14:01	資料 1 の現実、あの辺嘘つけ、基本設計方針。
1:14:07	の機構におけるかたいご報告を設計と本申請による変更箇所というのを示しているんですが、こちらは入れてき工認からの記載が変更がある箇所を下線、
1:14:22	引っ張ってお示してございませんで、今、今のさんがおっしゃっていただいた、②の設置方法のほかに持っているところがどこかというところは、ハートまた見ていただきたいなと思うんですが、具体的可能性といったところがといいますと、
1:14:43	配管工事に感知器の設置方法について明記されてなかった部分を今回改めて明記したところで SAFER の具体的に言いますと、下のページで 26 ページ。
1:14:59	のところはもう確認いただきたいんですが、こちら(2)火災の感知及び消火というところで火災の感知についての基本設計方針を示しておりますが、一番下のところの paragraph 徹底火災区域または火災
1:15:14	区画に設置する蒸気の 3 種類以外の火災指定と続くところなんですけれども、こういったところ、そこにでもこう考えにのっとして設定しているんですけれども、明記していなかった部分として今回新たに明記した部分になってございます。
1:15:32	以上回答になってございますでしょうか。
1:15:38	規制庁のイワノです。と感知器の種類が増えて追加されたっていうところがこのその他にも記載を変更する箇所っていうふうなことで理解をいたしました。
1:15:54	ここについてはですね
1:15:57	ちょっと分布、ちょっとそうですね。わかりにくいところがあるので、その感知器が増えたっていうところの内容をちょっとこのところは書き下して資料を追加していただければと思います。
1:16:12	当関西電力のほういいよ。よろしいでしょうか。
1:16:17	片や原子力事業本部クマクラでございます。5 ページの今の御指摘いただいた②の設置方法のほかにも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:26	変更する箇所という記載のところはですね、もう少しわかりやすくなるように書き下した形で修正させていただきたいと思います。以上です。
1:16:41	はい。はい、規制庁の今野です。それでは修正のほうよろしくお願いします。
1:16:47	すいませんそれとえっとですね。そうですね。少々お待ちください。これね。
1:17:06	はい、規制庁の今野です。資料に1については
1:17:11	以上になります。それではすいません完成1関西電力のほうから資料4について説明をお願いします。
1:17:27	関西電力の武田と申します。
1:17:30	資料4につきまして説明いたします。資料4につきましては、風速場での感知線の当熱煙のAエリアとの同等性のところを説明した資料になります。
1:17:48	前回のヒアリングでいただいたコメントを反映したということと、あと、今回弊社のほうで実施いたしました。風速間における監事制度に関わる実証試験の方が終了いたしましたので、
1:18:06	こちらの結果のほうをこちらの資料の反映してございます。説明を開始いたしますが、まず変更点としまして、2ページ。
1:18:17	をご覧ください。
1:18:20	変更点は赤字で示してございます。まず中段のところですが、別紙1。
1:18:29	当としての別紙1-1と1-2っていう形で赤字になっております。これは最終的な肺炎手法の検証といったところの消防技術安全所方プレゼンが別途提出させていただいた資料をこちらの資料のほうに、
1:18:48	搬入したという形になってございます。
1:18:52	続きまして、中段から下のところのここという赤字のところですが、こちらを今回反映してございます。
1:19:03	前回のヒアリングにおきましては、
1:19:06	9番の使用済み樹脂貯蔵タンク室におきまして、上部の開口から
1:19:16	協力しているというかのエリアと違ったところ、
1:19:19	がございまして、この上部からの9基の影響が出るエリア内とダクト内の温度及び煙濃度の同等性に影響を与えるのかといったところのコメントに
1:19:34	続きまして、こちら赤字のほうで詳細の説明のほうを追加してございます。
1:19:41	資料でここでは、
1:19:44	上記の本文の図6の確認さんと異なりから始まっておりまして、エリア上部のコンクリート部だと政権上部の隙間から給気されるというあえておエリアの上部から吸気されます。
1:20:00	使用済み樹脂貯蔵タンク室、
1:20:03	で、上部コンクリート管の構造を別紙2のほうに示してございます。まず

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:11	冒頭のほうでいただきたいので、結審に 18 ページになります。
1:20:18	18 ページにVesselのほうに
1:20:23	タンク室のコンクリートぶたの構造を記載してございます。上のほうに平面図に断面図が記載してございましてええと天井面に載ったコンクリート蓋、
1:20:36	天井面の間が●●(非開示情報)程度隙間がございまして異型につきましては●●(非開示情報)程度の●●(非開示情報)。
1:20:46	の隙間から給気されるといった構造となっております。
1:20:52	本人数式書いております通り、上部の開口の大きさというのは約●●(非開示情報)。
1:21:02	あと排気だったら不良、
1:21:05	いや、今●●(非開示情報)となっておりますので、この、ここから計算しまして、上部開口からの流速は、
1:21:16	失礼しました。日陰な数字を読んでおります。申し訳ございません。
1:21:25	はい。ここに記載の通りの風況風速となります。申し訳ございませんです。
1:21:33	では 2 ページに戻りますが、別紙に示すような構造となっておりますので、上部からの供給がエリアガイド排気ダクト内の煙濃度の° 等々性に影響しないことを評価するために、
1:21:50	博士論文、データセンターにおける天井吹き出し空調衛生基準方式の開発と評価のうち第 3 章。
1:22:01	のところを今回刊行しておりますので、それにつきまして別紙 3 のほうに添付してございます。
1:22:11	で、これはデータセンターにおいて、サーバー
1:22:16	これは熱源としまして、これを冷却するための空調の気流を検証したものとなっております。
1:22:25	で、こちらの天井吹き出し横の吸込吐き出し方式の
1:22:32	気流ベクトル分布を確認いたしまして、このアクセス博士論文における 13-9 (2)
1:22:41	というのが P30 ページにございますけれども、その実験結果より風速約●●(非開示情報)の県道からの吹き出し空気。
1:22:53	これはIAEAエリアの下方にまず向かい、そこから外側に広がって海のほうに戻る循環流が形成していると。
1:23:02	いうことをこの技術論文のほうから確認できます。健常引き出しから不定直接間こえ向かう風向流れがないというものが、その空気の流れといったもので
1:23:17	ここからわかります。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:20	また一基の上部からの救急面積というのは、その記載の通りで、ダクトからの排気量というものも計算するようになります。
1:23:35	で、ここで見ますと、計算しますと、風速のほうがこの記載の通り、早い風速となりや任せの部分の風速と比較して早いといったところから、
1:23:50	の実機においてエリア上部からの定例給気を学校でいう煙の感じのことを書いておりますので、煙を含まない外気が直接だと中に流れ込むといったルートが形成されることはない。
1:24:07	いうふうにこちらの論文から強化してございます。
1:24:11	一応より
1:24:14	上部階高の旧期、
1:24:18	の影響が意味ダクト内の煙濃度。
1:24:22	の同等性
1:24:24	次へ影響与えることはないというふうにここで考えてございます。
1:24:30	続きまして、3 ページの方。
1:24:34	をご覧ください。
1:24:36	赤字で示したところになります。
1:24:39	で、これまで試験継続中というふうにしておりましたところです。
1:24:46	で、ここで火災報知設備の経路感知器及び発信機に関わる陸上の比較を定める省令に定める試験か検定試験と書いておりますけれども、これに準じまして、
1:25:01	流速的に 35 メーター/s で実証試験を実施しております。
1:25:07	詳細については 33 ページ以降の別紙 5 のほうでまとめてございます。その結果、煙感知器の作動し不作動試験作動試験ともに、半径議長満足しており、縦の流れがある排気ダクト内に
1:25:25	煙感知器を設置した場合でも風速 5 メーター/s 以下であれば、煙感知器の感知性能に問題がないと。
1:25:34	いうことを言ったことを確認してございます。
1:25:42	試験結果につきましては、あと熱のほうとあわせて後段に説明させていただきます。
1:25:48	続きまして、資料の修正箇所としまして、4 ページ。
1:25:53	をご覧ください。
1:25:55	4 ページにつきましては、熱感知器のかって性能についての説明したところでございます。
1:26:04	別紙 1-117 追加は先ほどと同様でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:09	ここでの映像蒸気論文があったところの記載も煙感知のところの記載と同等になってございます。
1:26:20	同じく博士論文のほうのこの基準の流れの方から
1:26:28	その実験の結果より温度が鉛直分布
1:26:32	あときりのできとる分といった両方向で参照いたしまして、
1:26:38	今度、
1:26:40	空気の流れ情報化まして、
1:26:43	天井の吹き出しから直接配置校に向かう空気の流れがないといったことから、
1:26:53	エリア上部から球菌冷たい外技術が直接ダクト内に流れ込むことはなく、
1:27:01	温度に関わるところのか。
1:27:05	同等性に影響を与えることはない。
1:27:08	いうふうに考えてございます。
1:27:13	続きまして、5 ページ。
1:27:16	をご覧ください。
1:27:18	5 ページの赤字のところですけども、これにつきましては、熱感知器に関する風速環境におけるの監事性に関する実証試験。
1:27:32	の結果を記載してございます。
1:27:36	熱感知器につきましても煙感知器と同様に、政策 5 メーター/s 以下であれば、監事性能に問題がないということを確認したという結論をここで記載してございます。
1:27:53	続きまして、今回別紙として納税かつましたところ、
1:28:00	説明いたします。
1:28:04	別紙 1 の下のページ、8 ページ以降ですけども、8 ページ以降で別紙 1-1、別紙 1-2 といったところ、今回添付させていただきました。
1:28:17	時には先ほどみたいに 18 ページに今後以上タナカ構造のところ、
1:28:23	09 ページ以降で今回引用しました博士飲むデータセンターにおける空調気流方式についての論文のほうを添付してございます。
1:28:39	で、今回、評価する上で引用しましたこの実験の結果のところにつきましては赤枠の放電率を記載して、
1:28:50	明示してございます。
1:28:57	案 10 ページ。
1:28:59	の図 3-9
1:29:02	計数への位置といったところのこの図をご覧ください。ここは赤枠で表示してございますけれども、ここに示します(1)平穩連続分布

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:14	の温度のノブ後括弧に気流ベクトル鉛直分布、このベクトルで示された空気の流れ、こちらのほうを参考といたしまして、
1:29:29	上部から休憩される空気が直接排気ダクトに向かうといったことはないということをご確認ください。
1:29:41	続きまして、別紙 4 のほうがFDSで火災生理学ツールによる発熱量の評価結果
1:29:51	このされております。
1:29:52	続きまして 33 ページ、別紙 5 としまして、風の流れる条件での感知器の感知性能に関する実証試験。
1:30:03	そこをなんかやっております。
1:30:07	まず、33 ページですけれども、1 ポツとして、煙感知器の実証試験。
1:30:15	の
1:30:17	目的と方法、あと結果のところ、ここ記載してございます。33 ページのところと振り返りでありますけれども、層理定める試験、検定試験との相違点としましては、
1:30:32	ここの表に示しております。試験不良、
1:30:37	波が選定し県土木があり、沢山に示す、135 メーター/sで今回実装試験を実施してございます。
1:30:48	34 ページのほうでは試験モデル都市圏提示持ち上げてございます。
1:30:53	次 35 ページのところ、(3)。
1:30:57	としまして、試験結果
1:31:00	を記載してございます。
1:31:02	まず①番の作動試験ですけれども、風速を変化させて 5%の
1:31:11	これ規定に転じまして交渉作動濃度が 10% × 0.5 という濃度におきまして、感知器が誤作動しないかと確認しております。
1:31:23	試験では風速 135 メーター/secの風速条件下において、
1:31:31	感知器の濃度が 5%以上。
1:31:35	及び控訴作動濃度の今である。10%未満、
1:31:41	の煙濃度で煙感知器が分間以内に作動しないということを確認してございます。
1:31:49	その下に試験結果としまして、各 135 メーターの各風速におきまして、この規定の濃度において 5 分間煙感知器が作動しないということを確認してございます。
1:32:06	次に②番としまして、作動試験、
1:32:10	PRAを実施しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:12	作動試験におきましても同様に風速を変化させまして、
1:32:17	交渉作動濃度 10% × 1.5。
1:32:22	15%などにおいて、感知器が作動することを確認しております。
1:32:27	試験では各風速の条件におきまして、
1:32:31	F交渉作動濃度の 10%以上
1:32:36	15%以下の煙濃度において煙感知器が 30 秒以内に作動することを確認しております。
1:32:47	1 款結果につきましては、以下の通りで各風速におきまして規定のその煙濃度の範囲に置いた感知器購入した換気が正非常に
1:33:01	判定基準の時間以内に十分作動しているというところで確認しております。
1:33:11	続きまして、36 ページになります。2 ぽつとしまして、次に使う機器が実証試験になりますので、ここでは増、同じように、試験目的内容を記載してございまして、
1:33:28	下の表の商品定める試験、変形試験との相違点としましては、先月につきましては、まず、県民同様に試験の不良、
1:33:38	が 135 メーターで実施しております。
1:33:41	都市圏の風向につきましては症例では、次直下から黒垂直基準になってるんですけども、今回の試験では実験値な環境にして、水平方向で試験を実施しております。
1:33:58	続きまして、37 ページについてはモデルと平常
1:34:03	いまして 38 ページのほうに(3)として、試験結果を記載しております。
1:34:10	まず熱の不作動試験ですけれども、同じ風速を変化させまして、55° アルバム構造作動温度の 65 の用紙マイナス 10° Cにおいて、感知器が誤作動しないことを確認しております。
1:34:28	県では同じ風速 35 メーターの条件下におきまして、
1:34:35	その基準の変更規定の 55°C以上、
1:34:39	並行操作通り 60°C未満の間の温度での環境に熱感知器を投入しまして、分間作動しないことを確認しております。
1:34:52	試験結果については記載の通りで、各風速におけるこの温度、
1:34:59	の条件下において 10 分間作動しないことを確認しております。
1:35:05	次、②番としまして作動試験です。
1:35:08	同じように風速を変化させさせて 80 起動し交渉作動温度 65 の水位の 1.25 倍になります。
1:35:19	同じように、各風速において交渉作動温度の 65°C以上、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:27	後々、この規定の範囲 81℃以下のこの範囲の温度にの環境に熱感知器を投入しまして、
1:35:38	基準時間内に感知器が作動することを確認しております。
1:35:44	試験結果につきましては、以下の通りでございまして、各風速において基準の温度、
1:35:53	で、判定基準以内にすべて
1:35:59	熱感知器が作動するところを確認してございます。
1:36:05	この 38 ページの絵の試験結果作動試験のほうのところページ参考っていうところで踏み込んで幾つかございまして、試験結果等の * 2 のほうでございませす。
1:36:23	判定基準ですけれども、ここでは気相部 30℃のため 80 分動水とするという長期を書いてございます。
1:36:31	規定のほうでは室温 20℃の場合は 99℃ということで、今回の試験では 30℃の部屋で試験を実施しておりますので、
1:36:44	安全基準の方を勘案しまして、引き続きよろしいという判定基準で今回試験を実施してございます。その換算式ところ次の 39 ページ。
1:36:57	のところで、参考と試験、ここに載せております。
1:37:05	ここも映像等、火災報知設備感知器及びP
1:37:11	信託技術上の規格を定める省令ハマダ 14 条 2 項にこの換算式がございませすので、これに従いまして、三山の上判定基準のほうでございませす。
1:37:23	最後ですけれども 40 ページ
1:37:26	こっちのほうをつけております。今回の立証してんですね、実際にそのモデルとして、今回構築しましたモデル。
1:37:37	これ、一見型にあの 2m 程度の大きさのものでまだダクトの試験はここからできております。
1:37:46	奥のほうにファンがございまして、ここはセルリー
1:37:52	監事試験を行ったときのモデルの写真ですけれども、この煙限度関係あるところが熱であれば、こんなのヒーター本部引いたものを添付しまして、人月の上層の環境を模擬してございます。
1:38:07	で、その下には、この知見ばここ
1:38:11	の拡大。
1:38:13	写真を載せております。
1:38:15	負担の閉めた状態で蓋を開けた状態で、その写真を掲載してございまして、その試験場のほうに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:25	予測K濃度計、温度計を設置しております、そちらで試験濃度及び試験本土の方があの一件当たり時点での蓋を
1:38:39	取替えるという形で感知器を追加したこちらのほうに取りつけまして、決定権限を開始すると。
1:38:48	提言という形で試験を実施しております。最後は確認試験風景。
1:38:53	を見ますとあります。
1:38:55	資料 4-1 の説明は以上になります。
1:39:04	はい。
1:39:05	はい、規制庁の今野です。説明ありがとうございます。それではちょっとこの資料のところの資料 4-2 ページをお願いします。
1:39:16	熱感知器のところの⑨番のエリアについてなんですけれども、今回その⑨番のエリアについて博士論文のモデル、24 ページに書いてある博士論文のモデルを使って説明されてるんですけれども、博士論文のこのモデルが⑨のエリアに適用できるっていうことを
1:39:35	適用できるっていうところの説明をちょっと追加していただきたいんですけど、具体的には⑨のエリアの旧機構とか配布、排気孔の位置、位置関係と、あと、今回のその博士論文のモデル
1:39:51	ジオメトリっていうのが同じようなジオメトリになっているので、
1:39:59	今回のモデルが 9 番の意見適用できるんですけどってところの説明をしていたきたいんですけど、ちょっと廃棄孔Aと 9 番のエリアの吸気孔のが部屋のどういところにあるかっていうところをちょっと説明していただきたいんですけども、
1:40:19	すみません、江藤でもし今資料が手元にないということであれば実行次回以降説明していただければ、結構ですし、今回これまでの資料の中に入っているっていうことであれば、ちょっと資料共有していただく画面協議していただくなり、
1:40:37	この資料のこのページのここですみたいなことをちょっと説明して説明していただければと思います。
1:40:45	関西電力の方、よろしいでしょうか。
1:40:53	関西電力の武田です。まずA棟エリアの旧機構一方の位置ですけれども、まず当該エリアの 9 番のエリアの
1:41:08	吸気、排気内規につきましては、先ほど説明をさせていただきました資料 1、
1:41:17	の 15 ページ。
1:41:20	ご覧ください。
1:41:25	この 15 ページ目の上段に第 1 の 60、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:31	使用済み樹脂貯蔵タンク室の制御盤機器配置図
1:41:36	この断面図がここに記載してございます。
1:41:44	ここに記載の通り、エアコンクリートで囲われたエリアの上部のほうにコンクリート部だ。
1:41:54	がございまして、その隙間から吸気されていると。
1:41:58	一方で廃棄等につきましては、喋ん燃料から少し下がったところのカレー面のところに各エリアごとに配布機構があると。
1:42:10	というような球菌開口の位置関係となっております。
1:42:17	規制庁の今野です。はい。
1:42:20	説明すいません説明を続けてください。
1:42:25	はい。
1:42:27	次に冷蔵今回引用しております。
1:42:33	博士論文のほうですけども、30 ページのほうに、先ほど説明しております。13-9 と。
1:42:43	いう温度分布とベクトル分布綺麗なベクトル部を計算した図があります。
1:42:54	で、こちらのほうでAと上部ちょうどエリアの中央部。
1:42:59	中国にあたる上部のほうから桜井ということで9 機の位置が天井これは天井付近になるんですけども、より九州側に近いところ。
1:43:13	で、かつ壁面のところですね、そこが個目のほうに入り、
1:43:19	ダクトがあるということで、今回の
1:43:23	⑨のエリアとほぼ同等の吸気会議の配置関係にあるということで、こちらの論文のほう印をしております。
1:43:35	ちょっと回答は以上になります。
1:43:38	はい、規制庁の今野です。
1:43:41	まずすいません 15 ページ資料 1-15 ページのところなんですけれども、ちょっとこれ、ポンチ絵なので、いい図面の具体図面の具体的にどういう位置関係で排気ダクトが排気吸気孔があって、
1:43:57	あと排気孔の一文を健常の天井のフロントに天井の付近にあるとか、それとも、それともちょっと下がったところにあるのかってところのその図面上の高さですとかですね、そういうところもちょっと示していただきたいと思っているんですけども、
1:44:24	規制庁の伊ワノです。今ちょっと手元に資料がないってことであればちょっと次回までにですね、詳細な吸気孔の位置であったりだとか、あとその排気ダクトのあの高さなり位置なりってところをちょっと
1:44:41	図面で示していただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:45	当関西電力の方がいかがでしょうか。
1:44:49	はい。関西電力の武田です。熊野コメントにつきましては、拝承いたしました。別紙 2 の
1:44:59	におきまして、今コンクリート蓋の構造のところを記載しているんですけども、こちらのほうで、あのエリア、
1:45:09	の影響機構気候、
1:45:13	1 あと寸法の方がわかるようなの図面、
1:45:19	の方をこちらのほうに追加させていただいて、ふるさと位置関係がわかるような形での別紙 2 のほうに反映したいと思います。
1:45:33	はい、規制庁の今野です。すいません資料のほうよろしく申し上げます。それから今回
1:45:40	博士論文のモデルが馬力のエリアに適用できるっていうところの主張を
1:45:49	条文にその位置関係を含めて適用できるっていうふうな説明をされようとしてるっていうことでよろしいですね。その単にその上部に排気ダクトがあって、壁の横に給気ダクトがあるので、
1:46:06	適用できるっていうそういうそれだけの説明ではなくって、その位置関係とかっていうところのモデルモデルとのものでは 9 番のエリアの位置関係とモデルのその廃棄コード機構の位置関係を含めて、適用できるというふうな説明に
1:46:22	をされると思ってよろしいですか。
1:46:39	関西電力ヨシザワでございます。博士論文を引用した理由としては、開口部の面積が同じであるとか、そういった具体的な寸法関係、が一緒という理由ではなくてですね。
1:46:57	上部に吸気孔があって、真壁面の上部と
1:47:03	天井面についてないですけども、上部の側面から排気されると関係が⑨のエリアと類似しているというところで、そういったエリアに
1:47:19	浜堤あのだのように、あのエリア内の空気が流れるかというところ、それを事象として、確認したということで、この博士論文を引用している。
1:47:35	ものでございます。ですんで開口部の面積がどうであるとか、そういうところを比較すると、博士論文で言いますと、開校はボルトの開口になっていると考えておりますし、実際のあの現地のほうは、
1:47:54	ふたの隙間部分というところで計上も全く違うというところがありました。ただふう量としては大体 20.25 や、
1:48:06	博士論文では 0.2E4 からなっていて、大体同じような●●(非開示情報)と連携NISAですかね、現地がNISA大体同じに風評風速雨量

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:23	になっているというところは類似しているかなというふうに考えてます。博士論文でこちらが言いたいよう指定前したかったのはですね、上部から今空気が吸気されて直接、
1:48:41	側面の排気ダクトに流れ込むという流れではなくていい機関床面のほうに例規詰め替え空気が日程各科攪拌された状態で、また上部のほうに戻ってそれが配布だとかでいくと、そういった
1:49:03	になるというところ。
1:49:06	今
1:49:07	博士論文を引用して説明したかったということでございます。
1:49:20	そうです。
1:49:25	規制庁のイワノです。少々お待ちください。
1:51:16	明日、とかさ室モリヤスイッチをちょっと論文の確認だけなんですけれども、今回等も出る人計上したいのは旧の部屋で9の部屋は⑨の部屋は自然給気で機械排気
1:51:34	この部屋だと思うんですけど、今回言いたいようされてる論文は、
1:51:44	そうどこだっけ。25ページとか見ると、機械吸気で自然廃棄してるっぽいんですけども、その場合で適用できるかどうかというところの判断がちょっとわかんなかったんですけども、その辺なんか合わせて御説明ありますでしょうか。
1:52:04	関西電力ヨシザワでございます。モリヤさんおっしゃるようになりますねあの吸気と排気のところで論文は吸気ファン、海丘は自然廃棄、エアの一方、現場の⑨のエリアは、
1:52:21	自然給気の機械排気というところで、ちょっと逆になってるんですけども、このエリア内の空気の流れを掴む上では、その9機や近い9基であるとか近い排気であるとか、
1:52:38	その辺はちょっと抜きにして同じような空気の流れが起こる。
1:52:46	ものというふうに考えてこの分を要しているものでございます。
1:52:56	モリヤです今の御説明へ
1:53:00	定性的にとらえてるってことですよ
1:53:06	自然吸気なので、下向きの気流がそこを一番下まで行くかどうかは定かではないけれども、
1:53:17	背弧Pのことを考えると、9機がそのまま横に流れていくということは多分ないだろうというのが論文を持って、
1:53:29	説明される費用されているということですね。
1:53:33	一方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:34	この論文で吸気と排気の管理費というところで1. 二倍とか、うんですけど、桜井のほうがOPミスが大きいかな。
1:53:50	関係力量比というのが1. 二倍となって換気と配置のバランス関係がそのようになっているというところを認識していますけれども、現場の⑨のエリアを、これ機械換気なので、来待機するほうが、
1:54:10	若干前有利といいますか。そういうことになって吸気側が少し弱いというところはあるとは思いますが、夫婦風速な風速が博士論文に比べて、
1:54:28	何倍も高いという状況もありますんで、十分下の方まで空気が入って攪拌されるというふうに考えております。
1:55:43	。
1:55:45	発言されます。
1:55:47	どうぞ。
1:55:49	モリヤです。
1:55:52	現状はわかりました。
1:55:59	当負圧管理がされている状況でのそのものずばりのものはないということをもう踏まえた上でちょっと
1:56:06	今用意できるものはこれしかないっていうことはわかりました。
1:56:14	ちょっと待ってください。
2:01:18	話を承ったんですがちょっとこれ感想としてはちょっとこれだけでちょっと説明し切るのは辛いなっていう感想です。あとどうするかというような方向っていう方から少し
2:01:35	この先の取り扱いについて、
2:01:37	はい。
2:01:45	関西電力ヨシザワでございます。ちょっと五霞もう何個か論文はあったんですけども、ちょっと一番直截的なのがこの博士論文ということで、今回、資料に載せたんですけど、ちょっとほかもじっくりと見てですね。
2:02:03	説明を補強できる部分は使っていきたいと思えますんで、また資料充実自立して提出させていただきます。
2:02:13	モリヤです。場合によっては、
2:02:16	場合には、モリヤですけども、場合によっては、もうちょっと別もアプローチというか、
2:02:22	5とか6とかと同じような多いアプローチもあり得るかもしれませんので、
2:02:29	そこも含めてちょっと御検討この組み立てAIについては検討の余地があるかなというふうに思います。
2:02:40	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:42	規制庁鈴木です。
2:02:44	規制庁スズキです補足してきますと、
2:02:48	難しい説明をしようとする、審査もそこに踏み込んで審査をしなきゃいけないので、
2:02:56	それを選択するんであれば我々はそういう審査をしていきますということだけです。
2:03:04	本当にこういう
2:03:08	方向で説明を
2:03:10	仕切りたいと。
2:03:12	いうふうに思われてるんであれば、その辺我々
2:03:16	対応していきたいと思います。以上です。
2:03:37	はい、規制庁の伊ワノです。
2:03:40	すいません。それでは、ちょっと来まして、次の確認事項なんですけど資料4-35ページをお願いします。
2:03:49	あと35ページの実験のところなんですけども、この実行まずちょっと確認なんですけどこの実験では関西電力としては、この規格が今回設置しよう今回設置しようとしているダクトに対して、この規格のものはすべて
2:04:07	適用できるっていうふうな説明をされようとしてるんでしょうかそれともその今回、
2:04:13	使うのか確認した検査をした。
2:04:16	感知器だけが使いますっていうふうな説明をされようとしてるんでしょうか。ちょっとそのところの説明をお願いします。
2:04:27	関西電力の武田です。そんな感知器につきましてですけれども、この感知器につきましては、
2:04:38	日本検定協会という、日本の消防検定協会という、国の方からの指定された時間で試験をされた型式承認を受けて、実際に形に適合しているという試験を受けて何が合格となった。
2:04:55	一般的に販売とか工事に用いられているという感知器でございまして、ある特定の感知器に対して、これが上げるというものではなくて、合格基準として、一般的には販売されている。今後我々が
2:05:13	感知器バックフィットの対応の工事に採用する感じ、すべてにおいて、
2:05:20	同じ形のものであればすべてに
2:05:26	上げの影響への今回の実装してるかというものもすべていえるというものと考えてございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:35	とかさ室モリヤです。今のご発言からすると、今回試験法下型式のものについて、今後採用していくと、そういうような方向性だということによろしかったでしょうか。
2:05:54	申し訳ございません。関西電力タケダですとわかりにくい説明になりましてごめんなさい。申し訳ございません。今回採用試験をした型式と同じものを採用していくということで、間違いございません。以上です。
2:06:12	とりあえず了解しましたよう設計段階で同じものを同じ設計がされているものであれば同じ性能が出るだろうということ
2:06:23	だというふうな理解をいたしました後、
2:06:30	ちょっと待って。
2:06:31	規制庁のイワノイワノです少々お待ちください。
2:08:15	はい。モリヤですね一応再確認ですけれども今回実験をされたものと同じ型番のもの、設計が変わらないか限りそれを使い続けて
2:08:31	万が一それが廃版になったらまた改めて
2:08:35	県定数あけて改めて試験するなりそういうことをされていくということによろしかったですかね。
2:08:44	関西電力の武田です。おっしゃる通りでございますじゃないかという今回ふた月印象受けたもの。
2:08:56	現状受けて合格したものと同じものを使うという意味でございます、製造過程のロットであるとか、そういったものなのをなぜという意味ではございません。以上です。
2:09:10	モリヤです。わかりました。今後ここではないと思うんですけれども
2:09:17	使うものの品質管理李について
2:09:23	書類整理されると思いますのでその中でも公開
2:09:30	来現試験を取ったこのこの型番のものだを使っていきますということについての
2:09:39	管理計画をしっかりと
2:09:42	作って記載するようにしておいてください。
2:09:51	いや、
2:09:52	関西電力ヨシザワでございます。意味合いは拝承です。ただどこにどういうふうに記載するかというところにつきましてはまたこちらで検討をさせていただきますと思います。
2:10:09	了解しました。RIS了解しました。
2:10:24	もうモリヤですけれども、モリヤですけれどもすいません、確認事項が
2:10:34	ありましてええと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:10:36	今回ダクトの中に感知器設置されるということなんですけれども、今後の維持管理に係る点検にかついで確認点検とか交換とかについて確認したいんですけれども、だく等にはそのための点検口というかハンドホールみたいなものを今後設けられるとかそういうような
2:10:56	なにかどうかとかその辺の維持管理の方法についてちょっと御説明いただけますか。
2:11:04	関西電力ヨシザワでございます。感知器につきましては点検できるように、宅等を取外テーマ感知器の外観目視できるように考えておりますし、縛らにつきましては必要と考えてますんで。
2:11:23	典型〇の恒設は手話についても検討をしているところでございます。
2:11:34	モリヤです了解したいいたしました。
2:11:37	規制庁鈴木です。ちょっと追加で聞きたいんですけど。
2:11:41	⑨に対する今言ったダクトにつける。
2:11:47	換地機能。
2:11:49	点検坑の扱ってというのが、
2:11:53	⑤⑥に比べると、
2:11:56	被ばくの観点でかなりシビアかと思うんですけど、その辺は、
2:12:04	ダクトのストリーミングみたいな、
2:12:07	観点でもう少し何か工夫の余地、
2:12:11	ただ、あるのかどうかっていうところをちょっと
2:12:15	考えをお聞かせいただけますか。
2:12:25	関西電力ヨシザワでございます。またダクトの中につけるに当たって前エリア内につけるよりは当然放射線量低いんですけども、それでも感知器が故障するレベルでは、
2:12:43	よろしくないの、事前にだく等の中でどれぐらいの放射線量があるかということ現場で測定もしてまして、点検をしたとしても、そうそれほど被ばくなく、
2:13:00	56と同じような県警ができるという確認はしてございます。
2:13:07	規制庁スズキそれは実測ベースってということですね。
2:13:13	実測でやっています。
2:13:16	規制庁鈴木です。ちょっとその辺は、
2:13:20	少し
2:13:23	試験検査性の説明の中で、
2:13:26	少し補足して⑨のところもそういった工夫をしたところをでつけているってことは、
2:13:34	説明を追記補足していただけますでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:13:43	はい。
2:13:44	関西電力ヨシザワでございます。資料 4 であるとか、適切なところにその旨に追記したいと思います。
2:13:55	規制庁鈴木ですよろしく申し上げます。以上です。
2:13:59	。
2:14:00	はい、規制庁の今野です。すいませんこれ最後の確認事項なんですけど、資料 4 の 2 ページをお願いします。
2:14:10	地域差、三つ目のパラグラフの 123C56 行目のところで、
2:14:18	このところで山腹にから 3 分後から急速に煙の濃度が低下してってところで送風機により煙が外に排気されるってところの説明がされてるんですけど、このところの説明ですね。
2:14:35	資料の 1-13 ページに書いてある、⑤番のエリアのところの説明と見比べたときに、
2:14:48	○資料 1 のほうでは数分オーダーで時間の時間経過で煙の濃度とか温度とかっていうところは同じになるってところの説明があるんですけど、
2:15:01	二つのこの資料の中で多分同じことを説明しようと思ってる支障鳥栖されようとしてると思うんですけど、ちょっと記載が違うことなるので、この資料の 4 のほうに合わせた記載に留まる資料の 1 のほうの記載を修正して、
2:15:18	いただきたいんですけども、当関西電力の方よろしいでしょうか。
2:15:24	関西電力原子力事業本部クマクラでございます。資料 1 のほうの記載を資料 4 のほうに合わせるでも性拝承ですね、ご指摘ありがとうございます。以上です。
2:15:57	はい。お待たせしました。すいません。それでは、本日準備した確認事項は以上になります。最後に席調査官のほうからお願いします。
2:16:14	はい、規制庁の関です。ちょっと今日、共通理解になったことを含めて、
2:16:19	ちょっとまとめ的なところの確認をしたいと思いますんで、主には、
2:16:26	資料 1 の資料、確認をさせてもらえればと思います。
2:16:34	そう。
2:16:35	まず率いさせていただいた大きいところは 9 ページのところも、
2:16:42	設計も区ごめんなさい。方案制限のところの赤字の部分ですけども
2:16:52	感知器を組み合わせて適切に周知したってところの適切に設置っていうのは何だろう名ってところをしっかりとってところの話をさせていただきました。この部分については多分、
2:17:08	議 4 ポツのおんなじ費用の 4 ポツの 11 ページ目のところの
2:17:13	資料をつらつらと見ていると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:16	569 については最終的に
2:17:21	AD換地エリアの外なんだけれども、エリア内とほぼ同じ温度。
2:17:32	及び濃度になる場所に
2:17:35	つけるんだっていうのが多分、
2:17:40	関西電力の言いたいことなのかなあと思っているんですが、まずそこは共通理解になっているのかっていうのをちょっと確認させてください。
2:17:57	はい、関西電力ウシジマでございます。今セキ様からおっしゃっていただいたように 569 につきましてですね同じ温度を煙濃度になっているというところにつけるんだということで装填理解同じでございます。
2:18:15	はい規制庁の関ですわかりました。そうであれば、4 番のところでもまずきちんとスズキも言っていましたけどちゃんと技術的に押さえないといけないところとして、
2:18:26	今の言葉ただけでいただいているのかってのはありますけれども、きちんとここに書いた上で、
2:18:34	5 ポツ以下のところで、それに合ってるんだということ。
2:18:40	個別のエリアについてそれに合致してるんだということを
2:18:47	合ってるんだという趣旨で説明するような資料構成にさせていただきたいと考えています。はい。
2:18:54	そうすることによってその懸案の 5690 のうち、569 については大体書いて
2:19:05	解決に向けた共通の理解ができたのかなあと私たちとしては考えてます。
2:19:12	それで、残る 10 番なんですけれども、ここについてはちょっと途中のところで新規性基準の時の整理員
2:19:23	の話を途中しているところで、
2:19:27	ここは、
2:19:29	ちょっとエリアに押さえるんだっていうようなちょっと話のところで議論が進んでたっていうところで話がちょっと止まっちゃっているんですけど、
2:19:39	ちょっとそこで止まっている状況なんで、ちょっと最後関西電力が今思っているのは考えていることと私たちのちょっと理解の共通に至ってないなというふうに今考えていますけれどもそこも共通理解になっているということでよろしいですかね。
2:20:03	はい、関西電力芝でございます。69 については先ほどセキさんがまとめていただいた通りの理解でございますが、⑩についてはというところではですね、先ほどの前半でやりとりさせていただいたときに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:20	少しエリアというところをめぐってのを私もちょっとまた説明でですね、ちょっとエリアの内口か外かという議論になりかけたところもあります。そこはちょっとまたお詫びを申し上げますが、今、今私ども考えておりますのは、
2:20:37	区域区画というところで考えたところときに、そこでかあったかさですね、早期感知してループ数においてですね。兼用してるということにはなっているけれども、
2:20:53	別途影響は火災の影響は限定できていると。そういったところで今考えている次第でございます。この点について先ほどセキさんがまとめるおっしゃっていただいたように、最後の辺りですね、の議論が少し
2:21:08	まとめり機器冷なかったかなというところは私も感じておまして、その点は先ほどセキさんがおっしゃった通りかと思っております。
2:21:19	はい。
2:21:20	はい。規制庁の関するちょっと私たちとしてもちょっと共通理解に至ってないというところがあるのでそのところ、
2:21:28	新規性基準のところはどうなかっていうのもう1回ちょっと綺麗にさせていただいて、
2:21:37	関西電力なりに何を指すのかっていうのをちょっとちゃんと示してもらいたいなというふうに考えてます。
2:21:49	そうですねはい。
2:21:52	私たちとしてはちょっと新規基準のときに何か考えてたのかっていうのはもうこれファクトでしかないので、そのところが違うんであればやっぱりそれなりに考えないといけないのかなというふうには感想を持っています。
2:22:09	この点について私から以上です。ちょっとこれ以上今日お話ししてもしょうがないのでそのところは最後、論点として残ってるって、最後はボンネットとして残るかもしれないということで、お互いもう1回事実確認をしましょうというところが今日のまとめです。
2:22:28	この部分については以上です。
2:22:29	次に進みます。
2:22:32	すみません。はいどうぞ。関西からすいません。割り込んで恐縮でございます。その569と10を分けた整理でですね最初の議論を仕掛けていたところはございますが、
2:22:49	途中からですねえと影響限定するという考え方を保安水準の中にきちんと戻して呼び込んで記載をするといったところから最後のあたりで議論議論になったと思っております、私どもは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:23:04	保安水準の考え方に火災の影響を限定するという主旨を入れることによってですね、その考えにおいては5690ともにですね、限定するという考え方は同じでございますので、その趣旨では、
2:23:20	保安水準の記載は同じになるのではないかと、ちょっとそのような考えを持っております。この点また推論があるようでしたら、また仰っていただければと思いますが、後半の最後のあたりはそのようなやりとりをさせていただいたかと思っております。
2:23:41	少々お待ちください。
2:23:51	規制庁の関です。ちょっとそういうふうに変えられるのであればそれでもいいですけど、ちょっとあまり言葉だけでやっていると危ないところもありますので、
2:24:02	資料に落としてちょっと説明論だった説明のほうを次回の確認時にお願いしたいと思います。今日ここで留めておきたいと思います。
2:24:13	よろしいでしょうか。
2:24:15	はい、笠井島でございます。しっかり資料のほうの記載にですね反映したもので御確認いただくということで承知いたしました。よろしくお願いたします。
2:24:26	はい、規制庁の関です。これで理解ということで、次に行きます。
2:24:32	それで、今度ですねというところからいくとの
2:24:40	ある程度解決の糸口が見えてきたのかなあというところもあったのであるので。もうちょっと先ほど、
2:24:48	イワノの方からですねちょっと前半の説明について一般の人でもわかるようになってちょっと抽象的な言い方で言ってしまったんですけども、ちょっと資料の構成飲むについてですね再度ちょっとお話をさせて、その心をちょっとお話しさせていただきたいと思います。
2:25:07	それで、
2:25:10	一般の人にわかるようにというよりはですねそれをやはりまとめに入ってきていますので、どちらかで経営のまとめというよりは最終的に
2:25:25	こういう設計にするんだというところでセットするんだというところでまとめていただきたいというふうに考えています。
2:25:33	それですね、ちょっとこれ今もお話した顔をちょっと私記憶定かではなくて申し訳ないんですけども、
2:25:43	まず
2:25:46	審査基準上の説明から入ってはいるんですけども、ちょっと区域区画とそのエリアもう関係というのですねやはり均等資料上でわかるように語られていないと思うので、
2:26:04	そのところをしっかり

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:26:08	この要求を踏まえてですね、うまくいき価格に対して、さらに感知器が感知できる。
2:26:16	換地区域というエリアに置き換えたのかなとちょっとそのところは
2:26:21	任せしますけど、正確に書いて欲しいんですけども、そういうふうにしてまず
2:26:30	置けるところについては、消防法施行規則の通りにいたんだっていう話をきちんと書いていただきたいというのが1点です。
2:26:39	ここまでここまでよろしいでしょうか。
2:26:47	はい。関西の島田でございます承知いたしました区域区画の要求に対して、今回の確認だったためにエリアに廃炉割って確認いただいていることできちんと置けるところは設置をしてきているとその向こう電池選定におけることで承知しました。
2:27:05	規制庁の関です。次いきます。それからですねちょっと高放射線エリアの話
2:27:19	ちょっとICRPの話も含めてこれより書いてくださいって話はしたんですけども、
2:27:38	この部分については、経営上は確かにCOCO置けるじゃないか置けないいや置ける置けないっていう話をさんざんチケットわけですけども、来たのは事実なんですけれども、最終的にこの設計というところで、
2:27:43	考えると、
2:27:47	考えるとですね、
2:27:53	消防法施行規則通りの方法で大きく、
2:27:57	という選択肢等、
2:28:01	今回やろうとしているその同等な保安水準を
2:28:04	選択するという
2:28:19	境目み締めがどこに置くのが適切かということに最後は尽きると思いますので、それを関西電力としては最終的にこういう考え方でいたんだ。
2:28:24	というふうに整理をしていただきたいというふうに考えています。
2:28:38	従ってこの表の1-1表のところ、確かに1234はいろいろな経緯があっおけるという整理にしたんですけども、結局み締めの議論に、
2:28:55	踏み込めてないので、ちょっとそのところが正確に語られてないのかなっていうふうに思いますので、この表のことも含めてですねちょっと見直しのほうを行っていただきたいと考えています。この点よろしいでしょうか。
2:29:03	はい、関西電力ウシジマです。今の御指摘の点は検討いたします。
2:29:07	はい。規制庁の関です。
2:29:07	あとは、次のところはもう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:14	6、
2:29:17	あと、5 ページ 6 ページ 7 ページ 8 ページ 9 ページ目ぐらいまではいいんですけども、10 ページ目の感知器の目標の設定っていうのは結局スズキもさっき話しましたけれども中段の話なんで結局ここに
2:29:34	ほぼ同等な保安水準として考えた時におけるところはここだったっていう話にしかないと思うので、ちょっと目標なのかなというところがあると思いますのでちょっとこの項目立て含めてですね、適切な項目立てをしていただきたいというふうに考えていますのでよろしくお願いします。
2:29:55	その上で最後盤 5 番のところでは、
2:30:00	5 ポツの具体的な設計のところでは
2:30:04	先ほど言った同等な保安水準が達成できてるかということをはたすら語っていただくと。
2:30:10	いうことでお願いします。ここ、大体痛いこと以上ですけどもよろしいでしょうか。
2:30:18	はい監査テーマでございます。設計目標の設定についてもちょっと見直しをするということとあとそれ以降の見解につきましても承知をいたしました検討いたします。
2:30:30	はい規制庁の関です。はい。
2:30:33	そう例で資料については資料の 1 は以上でございます。
2:30:40	こういうまとめのある程度今回まとめるその考え方についてはまとめるというつもりで最後の資料にさせていただいて、
2:30:51	完成させていただいて、それで、
2:30:58	審査会合に臨んでいただいてあったとその同等性の技術的なところは、
2:31:04	本当にこの説明で同等となってるのかっていうところの説明が
2:31:08	資料 4 になりますけれども、どこまで解決できるのかなっていうところ。
2:31:14	だというふうに私は考えています。従ってまずは資料 1 のところはきちんと
2:31:20	その整理ができ、できて、できたらもうすぐにでも審査会合するというようなスケジュール感でこの後進めていきたいというふうに考えています。
2:31:29	それについて何か意見があったらお願いします。
2:31:34	関西ウシジマでございますが、今の提案の大体大事なところで理解をさせていただきました資料 1 を固めて審査会合に持っていくということで、資料 4 の中身につきましては、まだ引き続き確認があり得ると。
2:31:52	いうことで承知をいたしました。
2:31:57	はい。規制庁の鈴木です。まずはそこをいかないと考え方がわかったっていうところに持ってかないと

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:11	順番としてですね取り戻し感が出てしまいますので、やっぱりそこはまず、まず考え方がもうぜひってところはきちんと私たちも最後資料提出いただいた中で確認をしたいというふうに考えてますのでよろしくお願いします。
2:32:27	ヤマト資料の4の関係についてはどこまで詳しい説明をするのかなっていうところもありますけれども少なくとも
2:32:36	私もさっきの火災室長と同じ
2:32:42	感想になっちゃうんですけども569はある程度物事を一緒に考え、
2:32:50	目標からしてもどんだのくらい目標からしてもですね。語ることが
2:32:58	どこまで必要なのかなってところの技術的な整理というのをしっかりしてもらってというのが大事かと思えます。あんまりちょっとこ難しい説明にどこまで入っていくのかなってというのは、考えるべきかなと思えます。当然私たちは出されればしっかり
2:33:16	見ていく義務がありますけれども、時十分要件として何を語るべきかっていうのはまずしっかりと考えていただきたいというふうに考えを持っております。私から以上です。
2:33:30	関西電力ヨシザワでございます。⑨のエリアについてはちょっと博士論文を出したり、ちょっと詳細な議論に陥るような記載をしてしまってたんですけども、もうちょっと56のエリアに近いような説明の仕方で、
2:33:50	記載するように、こちらも検討進めたいと思えます。
2:33:58	はい、じゃあ、規制庁の関図わかりましたじゃセキから以上になります。
2:34:03	はい、規制庁のイワノです。それではすいませんし過ぎ次はスケジュールの関係なんですけども、資料の修正ってというのがいつぐらいにできそうかというところのめどをかあれば、関西電力の方からお願いします。
2:34:22	はい。
2:34:34	関西のウシジマでございます。今ちょっとこちらの中でも協議をしていたのですが、まずは今週末、金曜日にですね、資料1のしく可能に見直したものをプラス治療4もですね。
2:34:51	できる限りの見直しを加えたものをですね、お出しするというでいかがでしょうか。
2:35:00	はい、規制庁の今野です。資料の提出のめどについて承知いたしました。
2:35:07	それではこちらからは以上なんですけれども、ちょっとですね、積算じゃあすいませんお願いします。
2:35:15	規制庁の関です。一応時においてわかりましたそれで審査会合なるべく早めに言っと言いましたけれども迷った他の予定等々もありますので11月の
2:35:26	半ばの週ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:35:29	2×の目標にそこまで綺麗にしていけるだけ共通の理解に塗ったところが増えていくようにということをねらってスケジュール感を考え全般そこ目標に
2:35:47	ヒアリング等を含めてですね女性の方進めていきたいというふうに考えてます。以上です。よろしくお願いします。
2:36:01	はい、すいません。
2:36:03	所すいません最後に関西電力の方から、全体を通して何かあればお願いします。当原子力事業本部、お願いします。
2:36:13	背景関西電力島でございます。本日ありがとうございました。それと今ちようだいしましたコメントをもとにですね、資料1並びにビジョンもできる限りの反映したものを今週中にお渡ししてまた内容をご確認いただきながらですねえとヒアリングの日程等、またご相談させていただければ。
2:36:33	そのように考えている次第でございます。また11月見るとということで、会合のイメージもおっしゃっていただけましたので、私どもそれに向けて頑張りたいと思います。事業本部からは以上でございます。
2:36:48	はい、規制庁のイワノです。ありがとうございました。それでは本日のヒアリングはこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。
2:36:57	ありがとうございました。失礼します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。